

福島県最低賃金の引上げと早期発効について

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、東日本大震災当時と比較して、生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足が深刻化しています。

人手不足を補うための外国人労働者数は対前年比で約13.6%増加し、県内民間企業における障がい者の雇用数も過去最高を更新しています。パート労働者、契約社員、派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割を占め、雇用形態の多様化が進んでいます。政府が掲げる同一労働同一賃金の趣旨に鑑み、最低賃金引上げと早期発効は喫緊の課題であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会経済が混乱し、県民の不安や不満も日増しに強まる一方で、県民の生命と健康を守り、日常生活を支えるために奮闘する働く者がいます。社会経済の回復と安定、働く者の努力に報いることが社会の責任であり、極めて必要な時期でもあります。

よって、下記事項について特段の措置を講じるよう、強く要請いたします。

記

- 1 福島県最低賃金を、毎年年率3%程度を目途に引上げをはかること。また、令和元年6月に政府が閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」とした決定に基づき、相応の引上げを行うこと。

- 2 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備すること。
- 3 福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 4 一般労働者の賃金引上げの時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期の発効に努めること。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和3年3月22日

会津若松市議会議長 清川雅史

あて

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長

その他関係筋